

世界人権宣言 第 30 条：権利は不可侵である

2018/12/09

国連人権高等弁務官事務所

第 30 条は、我々すべては人権宣言のすべての条項に規定される権利について、国家や人から妨害されることがあってはならないが、我々もまた、国連の目的に反して権利を行使してはならないことを規定している。人権宣言は条約ではないので、各国に直接法的義務を課すものではない。しかし、国際社会のすべてのメンバーが共有する基本的価値を表しており、人権法の発展に多大な影響を与えるものである。各国は何十年もの間絶えず人権宣言を援用してきたので、人権宣言の構成要素のいくつかは慣習国際法になっているという議論もある。多くの学者や弁護士は、拷問の絶対的禁止などは拘束力があると考えている。もちろん、人権宣言が一様に守られているわけではない。しかし、今日ではでは、世界人権宣言は世界で最も翻訳されている文書であり、今なお、世界中の村や都市で自身のコミュニティの日常生活で人権を実現するために闘うすべての人々の活力となっている。